

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年3月29日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	井 上 依 彦

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知

平成22年3月2日付け八土土管第200号

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成22年2月26日付け八こ政第348号

平成22年3月17日付け八健地第516号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 19 年度実施土木部定期監査の結果に対する措置等の内容

土木部土木管財課

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時まで講じた措置又は改善方針等		H20. 1. 22 までの取り組み等の内容	
<p>1 道路占用許可事務について</p> <p>(1) 大阪ガス等から徴収している道路占用料の継続徴収分の徴収については、前回の監査結果を受け一定の改善が図られているが、道路占用規則の規定に基づき、年度始めに徴収するよう一層の事務改善に努められたい。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 20 年 6 月 30 日)	措置状況	2. 措置予定
<p>(2) 道路占用許可に関し、八尾市道路占用許可基準を内部資料として保有されているが、その決定手続及び位置付けが明確でなく、公開についても具体の定めがなされていないので、許可の基準を明確に定めるとともに、基準の開示に努められたい。</p>	措置状況	2. 措置予定	措置状況	2. 措置予定
	<p>占用許可期間は 5 年以内であります。</p> <p>占用料については、年度内新規申請分と前年度継続分があり、新規申請分の占用料は、許可時に徴収しています。</p> <p>年度当初における前年度からの継続の占用料については、前年度新規占用分と前年度以前からの継続分の占用員数の増減（移設工事等）を合算した占用料内訳明細書を作成し、過誤徴収等がないようにするために企業にも確認を求めています。企業の確認後、占用料納付書を発行、送付し、30 日以内の納付を求めていることから、納期限については第一四半期となりますが、早期の徴収に努めています。</p>		<p>道路占用料の徴収については、前年度継続占用料と新たな 1 年間の申請に対する占用料を合算したものを請求することになりますが、継続占用料徴収については、4 月当初の占用状況に応じた占用物件、占用許可番号、占用料等を記載した占用料内訳明細書を大阪ガス等占用料金の多額な企業（大口企業）に送付し、企業との確認審査を行い過誤徴収がないよう事務手続きを取っております。</p> <p>次年度より、大口企業とも協議を行い事務手続き期間の短縮を図り、年度始めに徴収できるよう努めます。</p>	
	<p>八尾市道路占用許可基準については、道路法改正等による占用物件等も含めて 21 年度中を目標に見直しする予定であります。</p> <p>占用許可基準等の公開については他市等の状況を見ながら検討してまいります。</p>		<p>八尾市道路占用許可基準としては、現在、平成 9 年に編集したものを使用しておりますが、それ以降、道路関係法令も数次改正されていることから、公開を前提として許可基準の整理見直しを行うとともに、公開開示についても、他市の状況を調査研究し開示に向けて検討してまいります。</p>	

平成 19 年度実施土木部定期監査の結果に対する措置等の内容

土木部みどり課

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H20.1.22 までの取り組み等の内容	
1 公園の使用料について (2) 公園の使用料の減免について、八尾市都市公園条例施行規則では使用料の減免を受けようとする者は公園使用料減免申請書を提出しなければならないと定められているが、当該申請書を徴していない。また、減免の取り扱いについても、統一的な基準の整備を図るなど、適正な事務処理に努められたい。	措置状況	1. 措置済(平成 20 年 4 月 1 日)	措置状況	2. 措置予定
	八尾市都市公園条例施行規則を平成 20 年 3 月 21 日公布同 4 月 1 日施行にて改正し、使用料の免除の基準を規則にて整備しました。		減免申請書については、指摘以降、是正しております。減免の取り扱いについては、他市の状況を比較検討し、平成 19 年度中に規則にて整備します。	
2 (財)八尾市緑化協会との委託業務について (1) 公園緑地定期管理業務等 6 業務にかかる業務委託において、緑化協会からの精算報告書では委託業務全体の総額報告となっているため、個別業務の実績が把握できないので、個別業務実績(実施日、場所、金額等)についても併せて報告を求めるなど、精算時の事務処理方法について検討されたい。	措置状況	1. 措置済(平成 21 年 3 月 31 日)	措置状況	2. 措置予定
	公園緑地定期管理業務等 4 業務については、平成 19 年度より緑化協会への委託を行っていません。緑化推進業務等 2 業務については、精算報告の際に精算報告内訳書として業務内容の報告を求めました。ただし、緑化協会については、平成 21 年度に解散のため、委託業務は平成 20 年度で終了しました。		平成 19 年度契約分より個別業務実績についても報告を求めるなど適正な処理を実施します。	
(2) 緑化推進業務委託等において、仕様書からは具体的に何を行うのか判断できないものや、具体的な仕様の定めのないものが見受けられたので、契約の段階でより具体的に業務内容を取り決めた上で、仕様書に業務内容を具体的に記載されるよう努められたい。	措置状況	4. その他	措置状況	2. 措置予定
	契約時に具体的に確定している内容については、業務内容に記載するように検討しておりましたが、緑化協会については、平成 21 年度に解散のため、委託業務は平成 20 年度で終了しました。		平成 20 年度契約分から具体的に仕様書の業務内容を記載し、業務委託契約を行うように見直します。	

平成 19 年度実施土木部定期監査の結果に対する措置等の内容

土木部下水道総務課

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H20. 1. 22 までの取り組み等の内容	
	措置状況	1 措置済(H20 年 4 月 1 日)	措置状況	2. 措置予定
<p>2 受益者負担金徴収事務について</p> <p>(1)新たに下水道排水区域に含まれる土地所有者等から徴収している受益者負担金の前納報奨金制度については、これまでにおける負担金の一括納付の促進面において一定の有効性は認められるものの、他市の動向や現下の諸情勢等を踏まえつつ、費用対効果の観点から、本制度のあり方について検討されたい。</p>		<p>八尾市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正を行い、平成 20 年 4 月 1 日以後の賦課に係るものから 18%の交付率を見直し、9%の交付率に改め適用いたしました。</p>		<p>現行交付率の 18%は、昭和 63 年度に設定以来 20 年余りを経過し、その間における①金利情勢の変化、②本市の厳しい財政状況③大阪府下各市の状況④市税、国保等における前納報奨金廃止等の状況を勘案し、平成 20 年度から交付率を 9%に見直しました。平成 19 年 10 月 3 日規則改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行します。</p>

平成 19 年度実施土木部定期監査の結果に対する措置等の内容

【各課共通事務】

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H20. 1. 22 までの取り組み等の内容	
<p>3 公文書の管理について</p> <p>公文書を系統的に整理保管するためにファイル基準表を、また公文書を一般の利用に供するために八尾市公文書目録を各々作成し公文書を管理することとなっているが、一部記載されていない公文書や適切に整理保管されていない公文書等が見受けられたので、八尾市文書取扱規程及び八尾市公文書公開条例等に基づき、適切な公文書管理に努められたい。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 20 年 4 月 1 日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>公文書の整理のためのファイル基準表や八尾市公文書目録を適切に作成し、八尾市文書取扱規程及び八尾市公文書公開条例等に基づき、適正な公文書管理に努めています。</p> <p>(土木管財課、土木建設課、土木管理事務所、みどり課、下水道総務課、下水道普及課、下水道建設課)</p>		<p>公文書の整理のためのファイル基準表や八尾市公文書目録を適切に作成し、今後は八尾市文書取扱規程及び八尾市公文書公開条例等に基づき、適正な公文書管理に努めます。</p>	
<p>4 備品及び備品台帳の管理について</p> <p>備品台帳より抽出し現品と照合したところ、一部において廃棄された備品について台帳が未処理のもの、機構改革に伴い所管が変更されているにもかかわらず台帳が整備されていないもの、物品現在高報告書で記載されていないもの等が見受けられたので、適切な備品の管理を図るとともに、備品台帳の整理など適正な事務処理に努められたい。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 20 年 4 月 1 日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>備品台帳と現品を照合点検し、台帳の整理を行いました。今後は、備品の管理は適切に行います。</p> <p>(土木管財課、土木建設課、土木管理事務所、下水道総務課、下水道普及課、下水道建設課)</p>		<p>備品台帳と現品を照合点検し、台帳の整理を行います。今後は、備品の管理は適切に行います。</p>	